

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

〃

○ 介護老人保健施設の開設許可

○ 指定居宅サービスマスター事業者の指定

○ 指定居宅サービスマスター事業者等の指定

○ 岡山県立森林公園の開園日

○ 道路の区域変更

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〃

〃

〃

○ 土地改良区役員の就任届

〃

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 基本測量の実施

○ 道路の位置の指定

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

目次

担当課（室）

○ の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

◎岡山県告示第二百四十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 総社市

住所 総社市中央1-1-1

氏名 総社市長 片岡 聡一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 国民宿舍サンロード吉備路

所在地 総社市三須825番地1他

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	新 設	変 更 前	変 更 後					
種	類	66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設 (バーカリー)	66の3-ハ 旅館業の用に供する入 浴施設 (①-1~20, ②-1, 2, ③-1, ④-1, 2)	66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設 (レストラン厨房)	同左					
能	力	200食/日	1~4人/泊	600食/日	同左					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設	同左	—	同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設	同左	—	同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	同左	—	許可後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続10時間	断続19時間	断続10時間	同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1.0	計4	計8	21	41.2	20.5	40.2	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左		同左		同左		
	BOD (mg/L)	280	350	40	50	280	350			
	COD (mg/L)	224	280	40	50	224	280			
	S S (mg/L)	240	300	48	60	240	300			
	油 分 (mg/L)	32	40	4	5	32	40			
	T-N (mg/L)	24	30	12	15	24	30			
	T-P (mg/L)	8	10	4	5	8	10			
	ふっ素 (mg/L)	—	—	同左		同左				
	ほう素 (mg/L)	—	—							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (浴室(1)～(3))		同左	
能	力	40～60人/回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	計43	計81.6	計39	計73.6
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	BOD (mg/L)	40	50		
	COD (mg/L)	40	50		
	S S (mg/L)	48	60		
	油 分 (mg/L)	4	5		
	T-N (mg/L)	12	15		
	T-P (mg/L)	4	5		
	ふっ素 (mg/L)	10	15		
	ほう素 (mg/L)	2	10		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	pH調整槽				同左				
種 類 及 び 型 式	pH調整槽				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	W1.8m×L3.25m×H5.3m				同左				
能 力	150m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	中和剤注入, ばっ気攪拌				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	15	32.4	15	32.4	120	150	120	150
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	10	30	10	30				
	COD (mg/L)	20	30	20	30				
	S S (mg/L)	10	50	10	50				
	油 分 (mg/L)	1	2	1	2				
	T-N (mg/L)	10	20	10	20				
	T-P (mg/L)	1	1.5	1	1.5				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000	3,000以下	3,000				
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	10	15	10	15
	ほう素 (mg/L)	-	-	-	-	2	10	2	10

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	雨水No. 2		No. 1			
	新設		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	0	0	164.6	322.4	269.6	440
pH	-	-	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	-	-	10	30		
COD (mg/L)	-	-	20	30		
SS (mg/L)	-	-	10	50		
油分 (mg/L)	-	-	1	2		
T-N (mg/L)	-	-	10	20		
T-P (mg/L)	-	-	1	1.5		
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	3,000以下	3,000		
ふっ素 (mg/L)	-	-	同左			
ほう素 (mg/L)	-	-			10	15

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年4月6日から同月27日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

◎岡山県告示第二百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後					
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (155)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (156)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (157)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (132)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (132)					
能	力	シリコンウエハー 約670枚/日		シリコンウエハー 約50枚/回		同左		シリコンウエハー 約3,000枚/日		同左					
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		-		許可後直ちに					
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左		同左		-		工事着手後1週間					
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		-		工事完成後直ちに					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		断続24時間		同左		連続24時間		同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大				
	水 量 (m ³ /日)	0.4 0.063	0.8 0.063	0.4	0.8	13	17	20	25.5	0.4	0.8				
	p H	4	4	同左		11	11	4	4	同左					
	BOD (mg/L)	5	10			5	10	同左							
	COD (mg/L)	5	10			5	10								
	S S (mg/L)	1	2			1	2	同左							
	T-N (mg/L)	210	250			17	26					17	28	210	250
	T-P (mg/L)	16	20			2	5					同左		16	20
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540			-	-	1,540	1,540						
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-			210	250	17	26			-	-	同左	

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用下水道に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

区	分	廃止		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(③)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(102)	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(109)			
能	力	シリコンウエハー 約3,000枚/日	同左	同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—	同左	同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—	同左	同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—	同左	同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	同左	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	5	6	21	25.5	3	4
	p H	4	4	同左		11	11
	B O D (mg/L)	5	10			30	60
	C O D (mg/L)	5	10			30	60
	S S (mg/L)	1	2			1	2
	T-N (mg/L)	210	250	17	26	70	150
	T-P (mg/L)	16	20	2	5	同左	
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	17	26	-	-

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用下水道に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング×2基				同左				
主 要 寸 法	φ2,600mm×H3,050mm + φ3,000mm×H3,050mm				同左				
能 力	12m ³ /4時間+15m ³ /4時間				同左				
処 理 の 方 法	消石灰による凝集沈殿, ふっ素吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の通常の状態及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	121.2	149.3	121.2	149.3	117.0	144.9	117.0	144.9
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	5	10	5	10				
	COD (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1.0	3.0	<1.0	<1.0				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	210	250	210	250				
	T-P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8					
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250					

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ配合経路				同左				
主 要 寸 法	φ 65mm×320mm (攪拌部)				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該施設による処理前後の汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	510.6	566.7	510.6	566.7	503.8	559.1	503.8	559.1
	p H	3~5	3~5	6~8	6~8	同左			
	BOD (mg/L)	30	60	30	60				
	COD (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3	2	10	2	10
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	同左			
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング×2基				同左				
主 要 寸 法	φ2,625mm×H3,150mm, 12m ³ ×2基				同左				
能 力	50m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	水酸化ナトリウム, 塩酸による中和				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該施設による処理前後の汚水等の通常の状態及び最大の量並びに当該汚水等の通常及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	630	746	630	746	602	712	602	712
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	5	10	5	10				
	COD (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	14	20	14	20				
	T-P (mg/L)	1	3	1	3				
ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-					
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12	7.3	12					

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1 (冷却水+雨水+工場排水)			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1,094	1,262	1,066	1,228
pH	6.5~5.8	6.5~5.8	同左	
BOD (mg/L)	4	9.7		
COD (mg/L)	4	9.7		
SS (mg/L)	0.5	3.0		
油分 (mg/L)	<1.0	1.0		
T-N (mg/L)	9.1	16		
T-P (mg/L)	0.5	2.0		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	7.3	12		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年4月6日から同月27日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第二百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設 かもの郷

2 開設場所

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 許可年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五〇三八〇〇五五

五 サービスの種類

介護老人保健施設

◎岡山県告示第二百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市障害福祉センター神南備園

2 所在地

岡山県津山市大谷六〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三七八

五 サービスの種類

通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者支援施設さやかなる苑

2 所在地

岡山県久米郡美咲町書副一八二一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六三四

五 サービスの種類

通所介護

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

◎岡山県告示第二百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護療養型老人保健施設 かもの郷

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人慈恵会

2 所在地

岡山県津山市加茂町中原六一番地

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五〇三八〇〇五五

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第二百五十二号

岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）第三条第一項の規定により、岡山県立森林公園の平成三十年の開園日を同年四月十三日とする。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

◎岡山県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上横野兼田線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市川崎字地蔵鼻七二番一地先まで	新	五・〇 〃 二二・一	六五三・〇
津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市押入字三十三町田一一三六番八を 経て 津山市押入字野上一一八七番二地先を 経て 津山市河辺字五反田九一五番四地先を 経て 津山市川崎字溝又ゲ一九四番二地先まで	新	九・〇 〃 六一・〇	二二八五・〇
津山市川崎字兼田三番一地先から 津山市川崎字地蔵鼻七二番一地先まで	旧	五・〇 〃 二二・一	六五三・〇

◎岡山県告示第二百五十四号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成三十年三月三十日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

<p>売 り さ ば き 人</p>	<p>所 在 地</p>	<p>変更後の売りさばき場所</p>
<p>岡山県獣医畜産株式 会社 代表取締役 板野 光男</p>	<p>岡山市北区奉還町四丁目 四一一</p>	<p>岡山市北区下中野三五〇一〇三 岡山市北区御津伊田二七五〇 岡山市北区奉還町四丁目四一一</p>

〔一四二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三
4 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日

二 届出年月日

平成三十年三月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一四三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）山陽マルナカ宇野店

所在地 玉野市宇野築港五丁目五九六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後）名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三
4 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日

二 届出年月日

平成三十年三月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一四四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称） 山陽マルナカ日生店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

4 変更年月日
代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

平成二十三年十一月二十五日
二 届出年月日

平成三十年三月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔一四五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ美作店

所在地 美作市豊国原一〇一七番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

4 変更年月日
代表者の氏名 代表取締役 栗本 健三

平成二十三年十一月二十五日

二 届出年月日

平成三十年三月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月六日から同年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔二四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

藤原 義則

住 所

玉野市東高崎四〇―二二

理事監

事の別

理事

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔二四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

住 所

北尾 修一

岡山市南区西七区五八九

理事監

事の別

理事

〔二四八〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名 工 種 完了年月日

入佐古池 たため池 三〇・三・八

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔二四九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正、国土広域情報 修正）	測量の種類
平成三十年四月一日から平成 三十一年三月三十一日まで	測量期間

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔一五〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四八号 平成三十年三月二 十八日	浅口市金光町占見一五四〇番一、一 五四〇番二の一部、一五四四番三の 一部	六・〇〇	三九・二四
		五・〇〇	一二・〇〇

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔一五二〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令美作局 建第六〇一九号 平成三十年三月二 十九日	苫田郡鏡野町吉原字羅天六九〇番七	六・〇〇	二六・八三

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔一五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六四―四、五六五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島一四八五―一

松本 佳憲

松本 弥希

三 許可番号

岡山県指令建指第二七一号

〔一五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見五六四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島八島一八三四―四リツチクレスト二〇二号室

假谷 祥寿

三 許可番号

岡山県指令建指第二七二号

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔一五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田八〇九―二、八〇九―三、八〇九―一九

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 山田 恵章

三 許可番号

岡山県指令建指第二七六号

〔一五五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字高本七四一―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木六一九―五パークサイドヴィレッジA一〇一

神崎 将志

三 許可番号

岡山県指令建指第三四一号

〔一五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字天満八一三一五、八一四一四、八一五一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一七〇一グレースコートm二一〇三号

朝倉 崇夫

三 許可番号

岡山県指令建指第三四九号

平成30年4月6日 岡山県公報 第11979号

〔一五七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年四月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見新田八〇九―二、八〇九―三、八〇九―一九

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 山田 惠章

五 許可番号

岡山県指令建指第二七六号